

令和6年度福島県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業

募 集 案 内

介護サービス事業所において、令和6年度介護報酬改定により再編された介護職員等処遇改善加算（新加算）の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のため、**専門的知識を有する社会保険労務士を派遣し、指導・助言等を行い**、介護職員の処遇改善が広く行われるよう支援を行う事業です。

- 1 派遣実施期間 令和6年8月から令和7年2月末まで
- 2 実施事業所数 25事業所程度
- 3 申し込み方法 「介護職員等処遇改善加算取得促進事業申込書」(HPに掲載)に記入のうえ、下記宛てにメールまたはFAXで提出してください。

福島県高齢福祉課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

Mail kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

Fax 024-521-7748

電話 024-521-7745 (担当：山中)

- 4 申込期限 令和6年7月19日(金)必着

- 5 費用 無料

- 6 対象事業所

福島県内の事業所等のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる事業所等で、現在、特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所等。

- (1) 処遇改善加算を未取得の事業所等で新規取得を目指す事業所等
- (2) 処遇改善加算を取得しており、上位区分取得を目指す事業所等

- 7 指導・助言回数 1事業所あたり原則3回まで(1回あたり2時間程度)
※一部オンライン利用も可とする。

- 8 指導・助言内容

- (1) 令和6年度介護報酬改定により定められた介護職員等処遇改善加算(新加算)の区分I~IVに応じた次の取組に関すること
 - ア 賃金体系等の整備及び研修の実施に関すること
 - イ 職場環境の改善(職場環境等要件)に関すること
 - ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関すること
 - エ 職場環境の更なる改善や見える化に関すること
 - オ その他介護職員等処遇改善加算の取得要件に関すること
- (2) 経過措置期間における区分Vの要件に関すること
- (3) その他加算の取得に必要な事項に関すること